

平成23年度滋賀県立中学校入学者選抜要項概要

第1 募 集

各県立中学校の募集定員は、各学校ごとに80人です。

第2 出願資格

平成23年3月に小学校を卒業する見込みの者が出願できます。

第3 出 願

入学志願者は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則第11条第1項の規定に基づき、その保護者が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができます。

なお、県外にその保護者が居住する志願者は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則第11条の2の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができます。

県立中学校のうち1校を選定し、出願することができます。

第4 出願手続

1 志願者は、2の各書類を在学している小学校の校長を経て、出願しようとする県立中学校の校長に提出します。

2 出願書類

(1) 入学願書

(2) 受検票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄にはります。

(3) 写真票 受検票と同様に写真をはります。

(4) 入学確約書 入学許可を受けた場合は、出願先中学校に入学することを確約します。

(5) 特別出願に係る許可書 保護者の転居で県外から県立中学校へ志願する場合に必要です。申請期間は平成22年12月1日(水)から平成22年12月20日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)です。

3 出願に当たって、手数料2,200円に相当する額面の滋賀県収入証紙を入学願書の所定の欄にはります。〔収入証紙の販売場所：県庁会計管理局管理課(15:00~17:15)、県内の環境・総合事務所および木之本土木事務所(8:30~17:15)ならびに滋賀銀行および関西アーバン銀行の県内本支店および出張所(9:00~15:00)〕
納めた手数料は、原則として還付しません。

4 提出期日等

平成22年12月17日(金)から平成22年12月21日(火)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までです。

第5 選 抜

1 出願者全員に対して、作文、適性検査および面接を課し、その期日、場所、時間等は、次のとおりです。

(1) 平成23年1月15日(土) 場所 出願先中学校

(2) 9:00~9:20 出欠確認、一般注意

9:30~10:10 作文

考えたことや感じたことを論理的に表現する力、ものごとを科学的に探究する力等をみる。

10:35~11:15 適性検査

課題を見つけよりよく問題を解決する力、分析したことなどを説明する力等をみる。

11:40~16:10 面接(集団)

志願者の意欲、目的意識、興味・関心等をみる。

2 選抜方法

(1) 出願先中学校長は、個人調査報告書、1(2)の作文、適性検査および面接の結果について総合的な評価を行ったうえで入学候補者の選抜を行います。

(2) 出願先中学校長は、(1)の入学候補者の中から次のアおよびイの方法により入学許可予定者を決定します。

ア 出願先中学校長は、個人調査報告書、1(2)の作文、適性検査および面接の結果を総合的に判断し、募集定員の8割程度について入学許可予定者を決定します。

イ アによる入学許可予定者以外の入学候補者の中から募集定員に達するまで抽選を実施して入学許可予定者を決定します。

(3) 出願先中学校長は、出願者数が募集定員に満たない場合は、(2)によらず、(1)の規定により選抜された者を入学許可予定者として決定します。

(4) 入学候補者は、公表しませんが、出願者またはその保護者が受検票を提示して、出願先中学校長に申し出た場合には、入学候補者かどうかの結果を開示します。
なお、この開示をする期日および時間は次のとおりです。

ア 期日 平成23年1月24日(月)~1月28日(金)

平成23年2月2日(水)~2月4日(金)

平成23年2月7日(月)

イ 時間 午前8時30分~午後4時30分

3 抽選方法等

(1) 2(2)イによる抽選の日時および場所は、次のとおりです。

日時 平成23年1月22日(土) 午前10時

場所 出願先中学校

(2) 抽選は、出願先中学校の学校評議員等を立会人として、公開で行います。

(3) 抽選は、2(2)イによる入学候補者の受検番号を記入したカードが入った封筒を箱に入れ、その中から封筒を1枚ずつ取り出す方法で実施します。

4 入学許可予定者の発表

(1) 入学許可予定者の発表は、2(2)イによる抽選が実施された場合には平成23年1月22日(土)の午後2時に、抽選が実施されない場合には平成23年1月22日(土)の午前10時に、出願先中学校において行います。

(2) 出願先中学校長は、入学許可予定者に対して入学許可予定者証明書を交付し、小学校長に入学許可予定者の通知を行います。

5 市区町村教育委員会への届出

入学許可予定者の保護者は、入学許可予定者証明書を持参のうえ、平成23年1月28日(金)までに、入学許可予定者の住所の存する市区町村教育委員会に、県立中学校に就学することを届け出なければなりません。

第6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消します。

第7 その他

(1) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合の配慮事項については、出願先中学校長に特別措置願を入学願書に添えて提出します。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。また出願先中学校長が、要項に定めるもののほか、志願者に対して必要な指示を行うことがあります。

詳しくは教育委員会ホームページ等をご覧ください。

問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局 学校教育課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4573 FAX 077-528-4953

URL <http://www.pref.shiga.jp/edu/>